

承認第 3 号

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：税務課】

令和 8 年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日から施行される内容に関し、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

（1）バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充・延長

【付則第 6 項、第 7 項の改正規定】

バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る都市計画税の減額措置について、特別特定建築物全般（既存建築物バリアフリー改修事業の国の補助を受けたもの）を対象とするなど幅広くバリアフリー化を促すよう見直しを行った上、3 年間の延長を行います。

（2）その他法令の改正による条文整理等所要の改正

2. 施行期日等

（1）施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

（2）経過措置

① 次に定めるものを除き、この条例による改正後の斑鳩町都市計画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例によります。

② 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例によります。